

公 告

令和7年(2025年)7月8日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、本件入札は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価落札方式により落札者を決定するものとする。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(総合評価方式)に付する事項

(1) 工事番号	55
(2) 工 事 名	落合垂水地区（1 1 工区）管渠工事
(3) 施工場所	真庭市 落合垂水地内
(4) 完成予定期日	令和 8年 3月25日
(5) 工事概要	管渠布設工事 【補助】 開削 管渠（VUΦ150） L=431.6m 組立1号マンホール N=10基 小型マンホール（レジンコンクリート製） N=6基 【単独】 開削 管渠（VUΦ150） L=235.3m 組立1号マンホール N=7基 小型マンホール（レジンコンクリート製） N=11基 【単独】 上水道仮設（レンタルSUS仮設管） L=364.7m 上水道本設（HIVP管） L=336.7m
(6) 入札制度	低入札価格調査制度（調査基準価格及び失格基準価格を設定）
(7) その他	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務あり。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加共通事項	別紙「真庭市条件付一般競争入札説明書(総合評価落札方式)」1 のとおり
(2) 入札参加資格業種	土木一式工事
(3) 総合点数(真庭市の評価点数)	710点以上(完成工事高0を除く)
(4) 営業所の所在地	市内に主たる営業所を有するもの
(5) 特定建設業許可	必要
(6) 工事施工実績	公共工事において元請け又は共同企業体の構成員(ただし出資率20%以上)として、平成22年度から令和6年度までの15年間に土木一式工事1契約で3,500万円以上の完成及び引渡しが完了した実績があること。
(7) その他	※提出書類に「自己採点表」の追加あり

3 設計図書、技術資料等に関する事項

(1) 設計図書に関する事項	
閲覧期間	令和 7年 7月 8日 10時00分から令和 7年 7月30日 12時00分まで
閲覧方法	電子入札システム及び真庭市ホームページに掲載。
質問の受付期限	令和 7年 7月22日 12時00分
質問方法	質問は電子入札システムで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
質問書提出先	上下水道課
回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 7月30日 12時00分まで
回答書の閲覧方法	電子入札システム及び真庭市ホームページに掲載。
(2) 技術資料に関する事項	
配布方法	電子入札システム及び真庭市ホームページに掲載。
提出期限	令和 7年 7月30日 12時00分まで
提出方法	持参（提出者の商号又は名称、当該入札に係る建設工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して1部提出すること）。
(3) 入札参加表明	
参加表明期間	令和 7年 7月 8日 10時00分から令和 7年 7月30日 12時00分まで
参加表明方法	電子入札システムによる。

4 入札受付等に関する事項

(1) 入札受付期限	令和 7年 8月 6日 9時00分
	令和 7年 8月 7日 10時00分
(2) 開札執行日時	令和 7年 8月 7日 10時05分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電子入札システムで通知するほか、結果を財産活用課窓口及び入札情報公開システムで公表
(5) 入札参加資格が無いとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して3日以内に財産活用課へメールにて問い合わせ
	▶zaisan@city.maniwa.lg.jp
(6) 入札参加資格が無いとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内にメールにより回答

5 総合評価落札方式に関する事項

入札の評価に関する基準	別紙「総合評価落札方式説明書」のとおり
-------------	---------------------

※ 入札保証金及び契約保証金、その他詳細は別紙「真庭市条件付一般競争入札説明書(総合評価落札方式)」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

※ 2(6)工事施工実績の工事1契約とは、複数の工種が含まれた工事においては主たる工種を対象とし、総契約金額を実績とします。

〈問い合わせ先〉

真庭市総務部 財産活用課

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

総合評価落札方式説明書

1 技術資料等に関する事項

入札に参加する者は、技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を提出すること。

(1) 技術資料は、様式第1号により作成すること。

(2) 関係書類

① 技術資料等書類目録

③ 配置予定技術者調書（別記様式2）

⑤ 雇用状況確認調書（別記様式4）

⑦ 若手技術者・若手従業員の雇用の有無（別記様式6）

② 同種工事の施工実績（別記様式1）

④ 学習の実績に関する調書（別記様式3）

⑥ 障がい者の雇用に関する調書（別記様式5）

⑧ 総合評価落札方式（特別簡易型）自己採点表

(3) 提出期間

令和7年7月8日(火)から令和7年7月30日(水)正午まで

(4) 提出場所

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 真庭市総務部財産活用課 電話番号：0867-42-1174

(5) 提出方法

持参（提出者の商号又は名称、当該入札に係る建設工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して1部提出すること。）

2 総合評価方式に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

技術資料等の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準に基づき得点を与える。

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式	
① 企業 の 施 工 実 績	(1)平成22年度から令和6年度までの15年間に真庭市内において完成した同種工事の施工実績の有無（注1）	実績あり	0.8	/0.8	別記様式1	
		実績なし	0.0			
	(2)令和3年度から令和6年度までに完成した真庭市発注の土木一式工事の工事成績評定の平均点（注2）	配点は別表による。	1.8 ～ 0.0	/1.8		
	小 計			/2.6		
② 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	(1)主任技術者又は監理技術者の保有する資格（注3）	入札公告の日の時点で一級国家資格を取得後5年以上	1.0	/1.0	別記様式2	
		入札公告の日の時点で一級国家資格を取得後5年未満	0.8			
		上記2項目に該当しない場合	0.0			
	(2)平成22年度から令和6年度までの15年間に真庭市内において完成した同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した実績の有無（注4）	2件以上実績あり	1.0	/1.0		
		1件実績あり	0.5			
		実績なし	0.0			
	(3)令和3年度から令和6年度までに完成した真庭市発注の土木一式工事成績評定の平均点（注5）	配点は別表による。	1.8 ～ 0.0	/1.8		
	(4)令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学習制度（CPDS）における学習の実績	取得した単位数（ユニット数）が20以上	0.3	/0.3		別記様式3
		取得した単位数（ユニット数）が10以上19以下	0.1			
		上記に該当しない。	0.0			
	小 計			/4.1		
③ 企業 の 体 制	(1)ISOマネジメントシステム等の取組状況（注6）	ISO9001及びISO14001の認証を取得している。	1.0	/1.0		
		ISO9001又はISO14001のいずれかの認証を取得している。	0.5			
		取得していない。	0.0			
	小 計			/1.0		

④ 地 域 貢 献	(1)真庭市との災害時の応急対策協定の締結の有無（注7）	応急対策協定（指定）の締結あり	1.2	/1.2	
		応急対策協定（指定外）の締結あり	0.6		
		なし	0.0		
	(2)過去3年間に災害等において応急復旧対応した件数（B）（注8）	5件以上	0.5	/0.5	
		1件以上4件以下（B×0.1）	0.1 ～ 0.4		
		なし	0.0		
	(3)消防庁又は真庭市の消防団協力事業所表示証の交付の有無（注9）	交付継続期間2年以上	0.3	/0.3	
		交付継続期間2年未満	0.1		
		交付なし	0.0		
	(4)従業員全体のうちに占める真庭市内在住者の人数（A）（注10）	10人以上	1.0	/1.0	別記 様式 4
		1人以上9人以下	0.9 ～ 0.1		
		0.1×A	0.1		
		0人	0.0		
	(5)障がい者雇用の有無（注11）	あり	0.5	/0.5	別記 様式 5
		なし	0.0		
	(6)若手技術者・若手従業員の雇用の有無（注12）	40歳未満の若手技術者又は35歳未満の従業員を2人以上雇用	0.5	/0.5	別記 様式 6
		40歳未満の若手技術者又は35歳未満の従業員を1人雇用	0.3		
		上記に該当しない。	0.0		
	(7)子育て支援への取組（注13）	「おかやま子育て応援宣言企業」の登録及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。	1.0	/1.0	
		「おかやま子育て応援宣言企業」に登録している。	0.3		
		上記に該当しない。	0.0		
	(8)SDG s の推進状況（注14）	真庭SDG s パートナー制度に登録している。	0.3	/0.3	
		上記に該当しない。	0.0		
	小 計				/5.3
合 計				/13.0	
標準点		100点（低入札調査基準価格を下回る入札の場合75点）			
加算点		価格以外の評定点の合計を25点満点に換算			
技術評価点		標準点 + 加算点			
評価値		技術評価点 / 入札価格（単位：百万円）			

※追加項目

別表

配点一覧表			
平均点			配点
83.9以上			1.8
83.0	～	83.8	1.6
82.0	～	82.9	1.4
81.0	～	81.9	1.2
80.0	～	80.9	1.0
79.0	～	79.9	0.8
78.0	～	78.9	0.6
77.0	～	77.9	0.4
76.1	～	76.9	0.2
76.0以下			0.0
実績なし			0.0

(評価項目及び評価基準に係る注意事項)

注 1	・平成22年度から令和6年度までの15年間に真庭市内において完成した同種工事とは、当該期間中に完成した元請の公共工事で、かつ公共下水道事業の管渠工事又は農業集落排水事業の管路工事（開削工事、推進工事、管更生工事の別を問わない）1契約の最終契約金額が6,500万円以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合を実績として認める。
注 2	・令和3年度から令和6年度までに完成した真庭市発注の土木一式工事の工事成績評価の平均点とは、当該期間中に完成した元請の工事で、かつ本市発注の土木一式工事に係る工事成績評価の平均点である。
注 3	・一級国家資格とは、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士である。
注 4	・平成22年度から令和6年度までの15年間に真庭市内において完成した同種工事とは、当該期間中に完成した元請の公共工事で、かつ公共下水道事業の管渠工事又は農業集落排水事業の管路工事（開削工事、推進工事、管更生工事の別を問わない）1契約の最終契約金額が6,500万円以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合を実績として認める。 ・工期途中で主任技術者又は監理技術者を交代している場合は、従事期間が長い者を主任技術者又は監理技術者の実績として評価する。
注 5	・令和3年度から令和6年度までに完成した真庭市発注の土木一式工事成績評価の平均点とは、当該期間中に完成した元請の工事で主任技術者又は監理技術者として従事した工事成績評価の平均点である。 ・工期途中で主任技術者又は監理技術者を交代している場合は、当該工事の完成時に主任技術者又は監理技術者であった者の工事成績評価として評価する。
注 6	・入札公告の日の時点で、有効な品質・環境マネジメントシステム（ISO9001、ISO14001）の認証の有無を記載すること。 ・認定取得が有る場合は、「登録証（ISOの種類、登録証番号、登録事業者、登録日、登録更新日、有効期限の確認できるもの）」の写しを添付すること。
注 7	・入札公告の日の時点で、真庭市との災害時の応急対策に関する協定の締結を対象とする。 ・協定が有る場合は、協定を証明するものの写しを添付すること。 ・応急対策協定（指定）とは真庭市と締結した応急対策協定のうち、発注する工事の種別ごとに以下の①または②に該当するものとする。 ①（対象工種）・・・全ての工種 ・大規模災害時における応急対策業務に関する協定（社岡山県建設業協会真庭支部） ②（対象工種）・・・上水道・下水道 ・災害時の応急対策活動協力に関する協定（真庭市電水協同組合） ・応急対策協定（指定外）とは、上記①及び②で指定する協定以外の応急対策協定とする。
注 8	・応急救援活動とは、災害発生後、国、県または真庭市の要請により実施する当該国等所有の管理施設への応急復旧対応であり、災害発生後、数日を経てから実施するいわゆる「本格復旧工事」は対象としない。また、積雪に伴う除雪対応についても、除雪業務委託契約を締結しているため対象としない。 ・下請けとして、国、県または真庭市の要請により応急救援活動を実施した場合も、1件あたり0.1点を加点する。 ・国・県または真庭市から建設業協会等へ出勤依頼があったもので、当該国等ではどの建設企業が従事したか不明であるものについては建設業協会等の証明によるものとする。 ・対象期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日とする。
注 9	・入札公告の日の時点で、総務省消防庁又は真庭市より消防団協力事業所表示証の交付実態を対象とする。 ・消防団協力事業所表示証の交付を証明するものの写しを添付すること。
注 10	・入札公告の日の時点で、従業員のうち真庭市内在住者の人数（A）を評価する。 ・従業員は、入札公告の日の時点で1年以上継続して直接的かつ恒常的に常用雇用している者である。ただし、個人事業主及び役員を除く。
注 11	・障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものである。 ・障がい者の雇用とは、入札公告の日の時点で1年以上継続して直接的かつ恒常的に常用雇用している場合である。ただし、個人事業主及び役員が障がい者である場合を除く。
注 12	・入札公告の時点で満40歳未満の技術者及び満35歳未満の従業員の雇用の有無を評価する。 ・入札参加資格確認申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
注 13	・入札公告の時点で、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録証の交付されているもの及び「一般事業主行動計画」を労働局へ届け出ているものを対象とする。 ・登録証、計画書の写しを添付すること。
注 14	・入札公告の時点で「真庭SDGsパートナー宣言書」が市のホームページに掲載されていること。 ・「真庭SDGsパートナー登録書」の写しを添付すること。

- (2) 落札者決定の方法
 - ① 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点を与え、さらに技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点（低入札調査基準価格を下回る入札の場合75点）とし、加算点の最高点数は13.0点(25.0点換算)とする。
 - ② 総合評価は、標準点と(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
 - ③ 入札価格が、真庭市財務規則（平成17年真庭市規則第54号）第107条の規定による予定価格と失格基準価格の範囲内であり、標準点と加算点の合計を入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）が最も高い入札者を落札者とする。
 - ④ ③において、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- 3 設計図書等に関する質問及び回答
 - (1) 質問の受付
 - ① 設計図書等に関する質問は、設計図書に対する質問・回答書（様式第4号）によりメールによる添付ファイルにて受付。
 - ② 提出期間
令和7年7月22日（火）正午まで
 - ③ 提出方法
課代表メール
 - ④ 提出場所
担当課：建設部 上下水道課
メールアドレス：jougesuido@city.maniwa.lg.jp
 - (2) 回答書の閲覧
 - ① 閲覧期間
回答可能となった日から令和7年7月30日(水)正午まで
 - ② 閲覧場所
電子入札システム及び真庭市ホームページに掲載
- 4 落札者とならなかった者への理由説明
 - (1) 落札者として選定されなかった理由の説明要求
 - ① 落札者とならなかった者は、市長に対して落札者とならなかった理由について、落札者として選定されなかった理由の説明要求書（任意様式）により説明を求めることができる。
 - ② 提出期間
入札結果の公表日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内
 - ③ 提出方法
課代表メール
 - ④ 提出場所
真庭市 総務部 財産活用課
メールアドレス：zaisan@city.maniwa.lg.jp
 - (2) 落札者として選定されなかった者への理由の説明
 - ① 市長は(1)の説明を求められた場合、落札者として選定されなかった者への理由の説明書（様式第5号）により回答する。
 - ② 回答期日
説明を求めることができる期間の最終日から起算して3日（市の休日を除く。）以内
 - ③ 回答方法
メール
- 5 その他
 - (1) 技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
 - (2) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。
 - (3) 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (4) 提出された技術資料等は、提出者の承諾を得ることなく技術審査以外の目的では使用しない。
 - (5) 提出された技術資料等は、返却しない。
 - (6) 提出期限後における技術資料等の差替え及び提出は、認めない。
 - (7) 落札者決定後に、技術資料等の評価の結果及び評価値等（様式第2号）を公表する。